



平成 27 年 3 月 6 日

各 位

会 社 名	豊 商 事 株 式 会 社
代表者の役職名	代表取締役社長 安 成 政 文 (JASDAQ・コード番号8747)
問い合わせ先	常務取締役管理本部長 多々良 孝 之
電 話 番 号	( 0 3 ) 3 6 6 7 - 5 2 1 1

### 単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 6 日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 変更の理由

投資家にとってより投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において普通株式の売買単위를 100 株に統一する目標が掲げられていることに鑑み、単元株式数の引下げを行うものがあります。

##### (2) 変更内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更致します。

##### (3) 変更予定

平成 27 年 4 月 1 日(水)

(ご参考) 上記変更に伴い、平成 27 年 4 月 1 日(水)をもって、東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

##### (4) 望ましい投資単位の考え方について

単元株式数を 100 株に変更することにより、東京証券取引所の有価証券上場規程第 445 条に定める、望ましい投資単位の水準 5 万円以上 50 万円未満を下回ることが想定されますが、当社といたしましては、引き続き企業価値の向上に努め、望ましいとされる投資単位の水準への移行及びその維持に努力してまいります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記 1. の単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更後
<p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、<u>1,000</u> 株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、<u>100</u> 株とする。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第 7 条(単元株式数)の変更は、平成 27 年 4 月 1 日をもって効力を生じるものとし、当該効力発生までは従前どおり次のとおりとする。</u></p> <p><u>(単元株式数)</u></p> <p><u>第 7 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、当該効力発生をもって自動的に削除されるものとする。</u></p>

以 上